

議案第116号

職員の定年等に関する条例中一部改正の件

職員の定年等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「及び歯科医師」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

公立芽室病院の歯科の廃止に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

## 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定年)  第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、公立芽室病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。  <u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	(定年)  第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、公立芽室病院において医療業務に従事する医師 <u>及び歯科医師</u> の定年は、年齢65年とする。